

平成31年度

第1回第二農地部会定例会議事録

平成31年4月25日（木）

頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

平成 31 年度 第 1 回第二農地部会定例会議事録

日 時 平成 31 年 4 月 25 日 (木) 午後 3 時 30 分
会 場 頸城コミュニティプラザ 2 階 202・203 会議室

1 出席委員

1 番 大 瀧	勇	2 番 滝 沢	記 一	3 番 村 松	勝 藏
4 番 佐 藤	正 雪	5 番 笹 川	慶 一 郎	6 番 金 井	薫
7 番 西 條	弘 子	8 番 岸 田	健	9 番 秦 正	敏
10 番 望 月	博	11 番 金 澤	稔		

2 欠席委員

なし

3 職務のため出席した事務局員

安塚区駐在室	班 長	上原 一夫		
浦川原区駐在室	主 事	中嶋 慧斗		
大島区駐在室	班 長	春谷 正明		
牧区駐在室	副主任	上原 敏明		
柿崎区駐在室	室 長	保倉 政博	副主任	諏訪部 太
大潟区駐在室	主 任	小林 貴広		
頸城区駐在室	副主任	近藤 宏一		
吉川区駐在室	副主任	佐野 謙一		
三和区駐在室	主 任	上田 良広		

4 番 外

・農地利用最適化推進委員

大滝 正秋(浦川原区)

長瀬 一成(牧区)

上野 登(柿崎区)、宮川 武彦(〃)

細谷 正夫(大潟区)

山本 誠信(頸城区)

※ 欠席・・・秋山 文雄(安塚区)、津幡 徹重(〃)、山口 利一(〃)

西山 学(浦川原区)

山岸 健二(大島区)、高橋 三登一(〃)、岩野 文義(〃)

上原 正彦(牧区)、米川 尚登(〃)

長井 恒夫(柿崎区)、小池 孝志(〃)

関川 貞行(頸城区)、大澤 純男(〃)

上野 栄一(吉川区)、天明 伸浩(〃)

前山 明(三和区)、澤田 清一(〃)、福原 弥(〃)

・その他・・・無

5 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

2 番 滝沢 記一 3 番 村松 勝藏

(2) 審議案件

① 安塚区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

② 浦川原区駐在室管内分

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農用地利用集積計画変更について

③ 大島区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農用地利用集積計画変更について

④ 牧区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

⑤ 柿崎区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農用地利用集積計画変更について

⑥ 大潟区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第3号 農用地利用集積計画変更について

⑦ 頸城区駐在室管内分

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農用地利用集積計画変更について

⑧ 吉川区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農用地利用集積計画変更について

⑨ 三和区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農用地利用集積計画変更について

6 会議

<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>【1. 開会】 午後3時30分 会議を開催する前に浦川原区の議案書の差し替えをお願いします。 それでは、これより平成31年度第1回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、初めに大瀧部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(大瀧部会長あいさつ)</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>それでは、これよりは農業委員会会議規則により、大瀧部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>全員からご出席いただいておりますので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 3番村松勝藏委員、5番滝沢記一委員を指名いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆さんは、ご起立をお願いします。 8番岸田委員の発声をお願いします。</p> <p>(全員起立し、上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
<p>議 長</p>	<p>【6. 議事】 これより、議案等の審議に入ります。</p>
<p>議 長</p>	<p>＜安塚区駐在室の議案＞ 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
<p>議 長</p>	<p>＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</p>

議 長	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
安塚区 駐在室	<p>安塚区駐在室です。議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>最初に訂正をお願いします。2 頁をご覧ください。整理番号 2116 番の利用権を設定する土地小作料の額の欄、その他となっておりますが、金納（利用面積）に訂正をお願いします。また、整理番号 2115 番から 2122 番、小作料の額が空白となっておりますが、全て 13,000 円となります。訂正をお願いします。申し訳ございませんでした。</p> <p>それでは説明します。1 頁をご覧ください。1 の利用権設定ですが、3 年以内が 8 件、3 年を超え 6 年以内が 1 件、6 年を超え 10 年以内が 1 件、合計 10 件で、借り手 6 人、貸し手 6 人です。利用権を設定する土地は、田 28 筆 16,982 ㎡、再設定 9 件、新規の設定が 1 件です。</p> <p>3 の所有権移転ですが、1 件で所有権を移転する土地は、田 3 筆 852 ㎡です。それでは、利用権の新規設定 1 件についてご説明いたします。4 頁をご覧ください。整理番号 2124 番、新規案件となっておりますが、契約の日が遅れたためであり、実質的には再設定の内容です。</p> <p>次に所有権の移転について説明します。5 頁をご覧ください。譲渡人の要望により譲渡するもので、山間地であり無償でもよいとのことでしたが、10 アール当たり、1,000 円で売買するものです。以上、これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議 長	<p>本件を原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成の委員は挙手）</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u><報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について></u></p> <p>次に報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>

<p>安塚区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。6 頁をご覧ください。番号 2107 番の 1 件です。契約内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条による賃貸借です。「合意解約の事由」は貸し人の要望、「返還後の利用計画」は他者へ貸付予定となっております。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>浦川原区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>《浦川原区駐在室の議案》</p> <p>次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について＞</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> <p>浦川原区駐在室です。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」番号 2502 番の 1 件をご説明いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。この案件は、当該農地で譲受人の娘夫婦が住宅新築を行うにあたり、農地の一部を取得した場合、残地となった農地の継続的な営農や管理について、譲渡人に将来的に委ねることは困難との結論に至ったため、譲受人が当該農地を売買により所有権の移転を行い、耕作を主導し、娘夫婦を構成員として共に営農を行うこととしたものです。なお、譲受人については、別紙「農地法第 3 条調査書」に記載の通り、全部効率利用要件、農業等常時従事要件など、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p><u>＜議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について＞</u></p> <p>議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>浦川原区 駐在室</p>	<p>議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」番号 2503 番から番号 2506 番の 4 件をご説明いたします。</p> <p>2 頁をご覧ください。2503 番は、譲受人が現在居住している借家が老朽化し、家主が取り壊すため明け渡すように請求されており、家族も 7 人に増え手狭となったことから浦川原区下柿野地内に一般個人住宅を建築するため申請農地の転用を求めるものです。3 頁に添付しました位置図及び現地確認から農地区分については、申請地周辺の農地は住宅地等に囲まれた小規模農地であり、生産性は高くはないことから、その他の農地（第 2 種農地）と判断しました。4 頁に添付しました土地利用計画図から、生活排水は下水道、雨水排水は市道側溝へ排水とすることが確認でき、処理は適当で支障なしと判断しました。</p> <p>2504 番は、譲受人は現在借家に家族 4 人で居住していますが、利便性を考え、勤務地と妻の実家の中間地である浦川原区顕聖寺地内に一般個人用住宅を建築するため申請農地の転用を求めるものです。5 頁に添付しました位置図から農地区分については、申請地の 300 メートル以内に市街化の指標となる施設（うらがわら駅）があり、第 3 種農地と判断しました。6 頁に添付しました土地利用計画図から生活排水は下水道、雨水排水は市道側溝へ接続することが確認でき、処理は適当で支障なしと判断しました。なお、建ぺい率は 13.70%であり、基準を下回っておりますが雪捨て場及び通路などとして利用することからやむを得ないと判断しました。</p> <p>2505 番は、譲受人は現在、両親と譲受人家族で持家にて同居しているが、3 世代での居住を考えていない造りのため手狭であること。子供の就学環境を見据え、安定した就学環境が整っていること。両親の老後の世話をする際に行き来に負担が少ないこと。以上の観点から浦川原区菱田地内の本申請地が最適と考え、一般個人用住宅を建築するため本申請農地の転用を求めるものです。7 頁に添付しました位置図から農地区分については、10ha 以上の広がりのある農地であることから第 1 種と判断しました。8 頁に添付しました土地計画図から生活排水は下水道、雨水排水は市道側溝へ接続することが確認でき、処理は適当で支障なしと判断しました。</p> <p>2506 番は、魚沼変電所、東上越変電所間の 15 万 4 千ボルト送電線について別ルートにより鉄塔を建て替え、当該送電線の増強工事に伴い、現場事務所、倉庫及び資材置場が必要となったため、交通の便が良い雑種地を含めた申請農地の一時転用を求めるものです。9 頁、10 頁に添付しました位置図及び現地確認から農地区分については、10ha 以上の広がりのある農地であることから第 1 種農地と判断しました。11 頁に添付しました土地利用計画図から現場事務所か</p>

	<p>らの生活排水は汲み取り、雨水排水は地下浸透とすることが確認でき、処理は適当で支障なしと判断しました。この件について補足説明をさせていただきます。4月18日に村松農業委員と現地確認を行った際に、申請農地を一時転用許可前に工事着手していることを確認したため申請者代理人に連絡、工事を中止するように指示しました。4月19日に村松農業委員同席のもと申請者代理人及び申請者、工事業者を呼び、経緯の説明を受け、農業委員会として農地を原状回復するように指導しました。聞き取りの内容は申請者及び工事業者の農地法の理解不足が原因であり、深く反省していることを確認しました。後日顛末書の提出があり、反省の意が十分に示されていることから原状回復までは求めず、本部会への議案として提出させていただきます。なお、許可がされるまでは工事を中止するように指示してあります。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
村松委員	<p>補足をさせていただきますが、事務局から報告のとおり、番号2506番、国道253号線沿いの2区画(431-1、432-1)は、既に雑種地になっておりまして、東北電力の子会社が使用するわけですが、議案書11頁の「資材置場」になっておところは未だ農地になっており、4月18日に現地確認をしたところ、既に事前着工で農地がいじられている状況にありました。(先方へ)やはり「農地法」を遵守しなければならないと話したところでございます。本来ですと、農地に一旦原状回復したうえで再申請というかたちをとろうとしましたが、事業者等から浦川原区総合事務所に来所いただき経過の聴取ならびに指導を行った。最終的に事務局からの報告のとおりであるが、今後やはりこのような事例は、我々農業委員会として「上越市農業委員会憲章」にもあるとおり農用地の関係を厳重に取り扱わなければならないと感じ補足をさせていただきました。以上です。</p>
秦委員	<p>私は毎日当該現場前を通行しておりますが、疑義は感じていました。只今事務局ならびに村松委員から説明を受けようやく判明致しました。農業委員会軽視と感じます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>当該事前着工について補足させていただきます。工事については「申請者」が行ったものではなく、工事業者である「譲渡人」の意向により許可前にもかかわらず着手したものと聞いております。顛末書は、申請者と譲渡人双方から提出がありました。</p>
村松委員	<p>農地所有は会社所有でなく個人所有です。譲渡人は会社・事業者の代表者です。農地は他者に貸し付けており自らは耕作していない。譲渡人個人として、農地を東北電力の子会社に貸し付けるが、工事自体は自身が代表を務める会社</p>

	<p>が実施する状況。</p>
西條委員	<p>事前に着工してしまったものに対して、顛末書を提出すれば咎められないものか。不特定多数の者はやりかねないのではないのでしょうか。</p>
村松委員	<p>そのような経過が見受けられたため、浦川原区総合事務所において事業者等から経過の聴取ならびに厳重な指導を行いました。本来ですと原状回復のうでで再申請しなければならないが、これまでも類似した案件があったわけですから、農地転用においては、厳重に指導してゆかなければ、行政職員も厳正に書類をチェックしたうでで受け付けるよう、今後の反省点として第2農地部会で取り上げていただきたいと思います。</p>
議 長	<p>ほかにご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>議案第3号、上越市農用地利用集積計画の決定について説明いたします。</p> <p>議案書の12頁をご覧ください。1の利用権設定です。10年を超えるものが5件で、合計5件です。借り手人数は1人、貸し手の人数は5人です。利用権を設定する土地は、田8筆、9,553㎡で、全て新規となります。詳細につきましては13頁に記載しました。</p> <p>それでは案件について説明いたします。13頁の整理番号2538番から2542番は、全て農地中間管理機構への貸付けとなります。2539番と2540番についてはこの後の合意解約の報告にも該当します。なお、これら利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について></p> <p>議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>議案第4号農用地利用配分計画案に係る意見について、ご説明いたします。</p> <p>14頁をご覧ください。1の権利の設定が1件です。詳細は15頁をご覧ください。3月の農地部会に上程いたしました農用地利用集積計画のうち、4月10日の公告日をもって農地中間管理機構が農地中間管理権を取得した農地について、人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>16頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」10件をご報告いたします。契約内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条に基づく賃貸借契約です。</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>浦 川 原 区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>整理番号 2538 番と 2539 番、2540 番と 2541 番は、貸人の要望により解約し、再度円滑化団体を通じて、他者に貸し付けるものです。先ほどの議案第 3 号の関連案件であります。</p> <p>17 頁、18 頁の整理番号 2542 番と 2543 番、2544 番と 2545 番、2546 番と 2547 番は、山間地に位置し、耕作不便とのことで解約し、返還後の利用計画につきましては休耕となりますが、所有者には農地の管理を指導しております。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p> <p><u><報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について></u></p> <p>報告第 2 号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第 2 号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。議案書は 19 頁をご覧ください。整理番号 2506 番、2507 番の 2 件で、賃貸借契約の小作料を平成 31 年度から適用される小作料の額を参考にして減額するものです。詳細は議案書のとおりとなっております。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>大 島 区 駐在室</p>	<p><u><大島区駐在室の議案></u></p> <p>次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><u><議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>1 頁、議案第 1 号、「上越市農用地利用集積計画の決定について」利用権設定 11 件を説明いたします。1 の利用権設定です。利用権設定の内訳は、3 年以内</p>

	<p>が9件、3年を超え6年以内が1件、6年を超え10年以内が1件です。借り手4人、貸し手10人で利用権を設定する土地は、田36筆：28,677㎡で、再設定5件、新規6件です。</p> <p>新規の利用権設定についてご説明いたします。2頁をご覧ください。整理番号2921番は、貸し手の病気等による労力不足により、地域の農業者へ貸し付けるものです。整理番号2922番は、借り手の要望により、地域の農業者へ貸し付けるものです。次に、整理番号2924番、3頁2925番、4頁2926番は、いずれも地域の担い手との間で、農業経営基盤強化促進法による利用権設定をしておりましたが、整理番号2924番は貸し手の要望、整理番号2925番と2926番は借り手の要望により合意解約をし、地域の農業者へ新たに貸付するものです。なお、関連する農地法第18条第6項の規定による合意解約については、この後、説明いたします。</p> <p>次に5頁をご覧ください。整理番号2927番は、貸し手の病気等による労力不足により、地域の農業者へ貸し付けるものです。</p> <p>なお、これら利用権設定11件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u><議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について></u></p> <p>議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」審議いたしますが、7頁の整理番号2901番は、滝沢委員の関連する案件ですので、滝沢委員は一時退席を願います。</p>
議 長	<p>それでは、議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
大島区	<p>議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。</p>

駐在室	<p>6 頁をご覧ください。1 の権利設定です。10 年を超えるものが 1 件、借り手人数は 1 人、権利を設定する土地は、田が 3 筆で面積は 3,933 m²。新規設定 1 件です。詳細につきましては 7 頁をご覧ください。</p> <p>整理番号 2901 番は、人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。なお、年間の賃貸借料に端数が生じている理由は、10a 当り 7,000 円の賃借料を面積に乗じたためです。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p><報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>8 頁をご覧ください。番号 2904 番から 2907 番まで、契約内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく賃貸借契約です。番号 2904 番に係る合意解約の事由は「貸し人の要望」であり、返還後の利用計画は「他者への貸付」です。</p> <p>次に番号 2905、2906 番について、合意解約の事由は「借り手の労力不足」、返還後の利用計画は「他者への貸付」です。なお、整理番号 2904 番、2905 番、2906 番の貸付者につきましては、備考欄に記載のとおり、先ほど議案第 1 号で説明したとおりです。</p> <p>次に、整理番号 2907 番について、合意解約の事由は「貸し人の要望」、返還後の利用計画は他者へ貸付予定です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>大島区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p> <p><u>＜報告第2号 農用地利用集積計画変更について＞</u></p> <p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」報告いたします。 9頁をご覧ください。番号2901番、2902番の2件は、いずれも小作料の見直しによる額及び現物：コシヒカリ玄米量の変更です。説明は以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p> <p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>牧区 駐在室</p>	<p><u>＜牧区駐在室の議案＞</u></p> <p>次は牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><u>＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>牧区駐在室です。議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>1頁をご覧ください。利用権設定、期間3年以内は5件、期間3年を超え6年以内は8件です。借り手、貸し手ともに12人です。利用権を設定する土地は田29筆、23,582㎡、畑2筆、2,141㎡で、再設定10件、新規3件です。詳細は2頁、3頁に記載いたしました。</p> <p>新規案件の内、2頁の3420番は、これまで貸し手が自作していた農地を、高齢による経営縮小により、地元の農家に貸付するものです。</p> <p>3頁の3424番は、これまで貸し手が自作していた農地を、兼業による経営縮小により、地元の農家に貸付するものです。</p> <p>3頁の3429番は、これまで別の農家が借りて耕作していましたが、耕作の効率化を考慮して解約することになり、別の農家が借り受けすることになったものです。これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」> 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
牧区 駐在室	<p>4頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、整理番号3307番、3308番の2件を受理しましたので報告いたします。いずれも合意による解約で、返還後の利用計画は「他者へ貸付」「他者に貸付予定」です。3307番の備考欄の頁数と議案番号が、議案第1号の関連案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><<柿崎区駐在室の議案>> 次は柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について> 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>柿崎区 駐在室 議案書は1頁をお開きください。「議案第1号の上越市農用地利用集積計画の決定について」利用権設定26件について説明いたします。利用権設定については、田64筆、4万4696㎡、となっておりますが、このうち、利用権設定期</p>

	<p>間3年以内は9件で、再設定7件、新規2件はいずれも地元担い手に貸し付けるものです。詳細は2頁から3頁にかけて記載のとおりです。3年超え6年以内の14件については再設定が13件で、新規設定が1件となっております。</p> <p>詳細は4頁から5頁に記載のとおりですが、新規設定は整理番号3896番で、耕作地端田を耕作の都合により、貸し付けるものです。6年超え10年以内は、再設定が1件、新規設定が2件です。詳細は6頁に記載のとおりです。</p> <p>また、7頁には所有権移転関係を記載しております。整理番号3901番については、隣接耕作者による取得であり、購入価格は10アールあたり7万円です。</p> <p>整理番号3902番から3904番については、地主からの要望もあり、買受けによって経営基盤の安定化を図るために購入するものです。売買対価は10アールあたり2万円ないし5万円となっております。以上これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画として決定し、市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><報告第1号 農用地利用集積計画変更について></p> <p>報告第1号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>報告第1号「農用地利用集積計画変更について」をご説明いたします。詳細は8頁から11頁に記載のとおりですが、ほとんどが小作料の見直しに伴った減額変更となっております。うち整理番号3729番、3732番、3734番は契約期間を延長する変更となっております。農地利用集積円滑化団体を介しての貸借案件が大半となっております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	質問がないようですので、本件を承認することといたします。
議 長	<p>≪大潟区駐在室の議案≫ 次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>≪議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について≫ 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。1頁をご覧ください。1の利用権設定です。3年以内が2件、3年を超え6年以内が2件、6年を超え10年以内が7件、計11件、借り手人数は8人、貸し手人数は10人です。利用権を設定する土地は、地目が田で30筆・47,400㎡、畑が5筆・1,907㎡です。そのうち再設定が6件、新規設定が5件です。</p> <p>それでは、新規設定5件についてご説明いたします。2頁、整理番号4691番をご覧ください。貸し手の自作地5筆について、借り手の要望により借り受けるものです。畑のため、小作料の額は使用貸借0円で3年の相対契約をするものです。</p> <p>次に3頁、整理番号4692番・4693番をご覧ください。これまで他の借り手との間で相対契約を締結しておりましたが、利用権設定期間満了を機に、地域の担い手と新たに10a当たり12千円、6年の相対契約をするものです。つづきまして、4頁、整理番号4699番・4700番をご覧ください。これまで農地利用集積円滑化団体である「えちご上越農協」を通じ、貸し手・借り手との間で利用権設定していた「田13筆5,148㎡」について、貸し手の要望により、2人の地域の担い手と新たに10a当たり7千円、10年の相対契約をするものです。小作料の額7千円につきましては、畑としての活用を前提に単価設定したものであります。これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>

議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u><議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について></u></p> <p>議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。5頁をご覧ください。1の権利の設定です。10年を超えるものが1件、借り手人数は1人、権利を設定する土地は、地目が田で8筆・20,661㎡、新規設定が1件であります。それでは6頁、整理番号4602番をご覧ください。人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></u></p>
議 長	<p>次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。7頁をご覧ください。番号4613番です。契約内容は農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借で、「合意解約の事由」は労力不足、「返還後の利用計画」は休耕であります。現在、当該解約農地4筆について、新たな受け手の確保を模索しており、受け手が決まり次第、上程する予定です。</p> <p>次に、番号4614番・4615番です。契約内容は農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借で、「合意解約の事由」は貸人ならびに地主の要望、「返還後の利用計画」は4頁、整理番号4699番・4700番でご説明いたしましたとおり、他者へ貸し付けるものであります。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について></p>
議 長	<p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。</p> <p>8頁をご覧ください。番号4605番・4606番の2件です。はじめに4605番です。届出農地は潟町・裏新田地内で、(株)ウチダ和漢薬大潟工場前面の県道大潟・高柳線から50m程南へ位置する「登記簿地目 畑」を一般個人住宅とするものです。位置図は9頁をご覧ください。</p> <p>次に4606番です。届出農地は潟町・池ノ端地内で、県道大潟・高柳線沿いに位置する「登記簿地目 畑」を共同住宅とするものです。位置図は10頁をご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><報告第3号 農用地利用集積計画変更について></p>
大潟区 駐在室	<p>報告第3号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第3号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。</p> <p>11頁番号4619番から18頁番号4681番までの計63件です。いずれも小作料の見直しによる額の変更であります。小作料以外の変更事項はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>≪<u>頸城区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>≪<u>議案第1号 農地法第3条許可申請について</u>≫</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>1頁の議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号5302番を説明いたします。この案件については、譲受人、譲渡人、申請農地は議案書のとおりです。譲渡人が離農するのに伴い、「田」を贈与する所有権移転であります。譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p>
議 長	<p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>≪<u>議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>≫</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。2頁をご覧ください。1の利用権設定について、内訳は、3年以内が3件、6年を超え10年以内が8件、10年を超えるものが1件です。借り手6人、貸し手12人で、利用権を設定する土地は、田523筆140,247㎡、畑1筆497㎡、再設定6件、新規1件です。詳細については、3頁から5頁に掲載いたしました。それでは、新規の利用権設定についてご説明いたします。3頁5409番は、他</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>者との契約期間が満了したことに伴い、新たな借り手との契約です。4 頁 5417 番は、10 a あたりご覧の金額で貸し付けるものです。</p> <p>5 頁 5418 番は、昨年の農地パトロールでご覧いただいた遊休農地でありまして、所有者へ「利用意向調査」を実施し、6 か月経過したことから大瀧委員・笹川委員と訪問し、このたび「農地中間機構」への貸し付けとなったものであります。なお、小作料については、未作付だったほ場の整備に手間がかかることを考慮し、当分の間、「使用貸借」となります。なお、これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p> <p><報告第 1 号 農用地利用集積計画変更について></p> <p>報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」をご説明いたします。</p> <p>6 頁 5307 番、5308 番は間に農協を入れた契約でありまして、いずれも小作料の見直しによる額の変更です。なお、今回の変更については、小作料以外の変更事項はありません。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><<吉川区駐在室の議案>></p> <p>次は吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p>

<p>議 長</p>	<p><u><議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>吉川区 駐在室</p>	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。2 頁をご覧ください。1 の利用権設定の内訳は、期間 3 年以内が 1 件、3 年を超え 6 年以内が 1 件、6 年を超え 10 年以内が 2 件、10 年超はなしで合計 4 件、借り手 4 人、貸し手 4 人で、利用権を設定する土地は、田が 18 筆 19,138 m²、畑はなしです。再設定 1 件、新規 3 件です。利用権移転、所有権移転はなしです。詳細については、2 頁から 4 頁に掲載いたしました。</p> <p>それでは、新規の利用権設定についてご説明いたします。</p> <p>1 件目は、2 頁整理番号 6322 番ですが、貸し手が耕作していましたが、夫の死亡による経営縮小のため、地域の新たな担い手に依頼する案件です。</p> <p>2 件目と 3 件目は同一圃場で 4 頁整理番号 6324 番、6325 番です。5 頁の 18 条解約の番号 6213 番と連動していますが、貸し手と受け手の間に農地利用集積円滑化団体であるえちご上越農協を介しての契約に変更するものです。なお、以上 4 件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p> <p>吉川区 駐在室</p>	<p><u><報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について></u></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」をご報告いたします。</p> <p>5 頁、番号 6211 番から 6213 番までの 3 件になります。番号 6211 番、6212</p>

	<p>番は、該当圃場を含めた圃場整備事業の面工事を始めるために耕作が出来なくなるための解約案件です。</p> <p>次に 6213 番ですが、今ほど利用権設定で説明しましたが、相対で契約していたものを、間に農地利用集積円滑化団体であるえちご上越農協を介しての契約に変更するために解約する案件です。なお、返還後の利用計画は備考欄をご覧ください。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問等がないようですので、本件について、承認いたします。</p>
	<p><報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について></p>
<p>議 長</p>	<p>次に報告第 2 号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>吉川区 駐在室</p>	<p>6 頁、報告第 2 号、農用地利用集積計画変更について、番号 6205 番から 7 頁 6213 番までの 9 件を説明いたします。今回の 9 件全て小作料の見直しによる額の変更で、小作料を減額する案件です。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>
	<p><<三和区駐在室の議案>></p>
<p>議 長</p>	<p>次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>三和区 駐在室</p>	<p>1 頁、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」整理番号 8652 番から 8683 番までの 32 件について説明いたします。</p> <p>利用権設定の内訳は、3 年以内が 6 件、3 年を超え 6 年以内が 11 件、6 年を</p>

超え 10 年以内が 12 件、10 年を超えるものが 1 件で、借手 16 人、貸手 26 人です。利用権を設定する土地は、田 41 筆、199,999 m²、再設定が 25 件、新規が 5 件です。所有権移転 2 件の内訳は、買い手、売り手共に 2 人で、所有権を移転する土地は、田 29 筆 24,643 m²、畑 1 筆 500 m²です。詳細は 2 頁から 8 頁に記載のとおりです。

利用権設定の新規について説明いたします。2 頁、8657 番はこれまで他の借手との間で賃貸借を結んでいましたが、契約満了を機に地域の担い手へ貸付けるものです。

6 頁、8678 番は貸手の要望により合意解約したものを法人に貸し付けるものです。関連案件について、9 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」で上程いたします。

6 頁に戻りまして 8679 番、8680 番は農地の集積を図るため地域の担い手に貸し付けるものです。

7 頁、8681 番は昨年 7 月の農地部会終了後に実施した農地パトロールにより利用可能な遊休農地と判断された三和区下新保 410 番 1 筆 8,965 m²の田です。平成 30 年 9 月の第二農地部会定例会において、利用意向調査の対象農地について提案し、遊休農地の所有者に対して利用意向調査を行う農地に確定し、承認いただいた案件です。意向利用調査書の発出日から、6 ヶ月が経過したことから、大瀧委員、笹川委員と所有者宅を訪問し、今後の利用について本人の意向を確認した結果、農地中間管理機構を利用したいとの意向を受け、今回の農用地利用集積計画に上程するものです。小作料については、手入れがされていない圃場のため草木を取り除く作業や抜根、整地が必要なことを考慮し、使用賃貸借としました。抜根等にかかる費用は、土地の所有者が負担することで承諾を得ています。来月、5 月の農地部会で、機構から農用地を借り受ける、受け手への農用地利用配分計画案の意見について、提案する予定です。なお、これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

笹川委員

事務局より説明があったとおりですが、抜根の作業については、現在完了したところです。また排水管が周囲を取り囲んでおり、その排水管をコンクリートで覆うように工事をしてありますが、萱等の繁茂に伴い、コンクリートが持ち上がっているような大変な状況にあります。現在、その萱等の除去方法について検討しています。また皆さんからご覧いただいたとおり、かなり伐木も繁茂しておりました。バックホウによる伐木・抜根作業を検討しており、処分費込みで業者へ見積りを依頼しました。受け手へは今年の作付を依頼しています。以上です。

議 長	<p>ほかにご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></p> <p>次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>9頁の報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」整理番号8603番の1件を説明いたします。</p> <p>契約内容は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく賃貸借契約です。合意解約の事由は貸人の要望により他者へ貸付けるものです。関連案件は、6頁の整理番号8678番であり、備考欄に頁数と整理番号を付記しています。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><報告第2号 農用地利用集積計画変更について></p> <p>次に報告第2号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>10頁の報告第2号「農用地利用集積計画変更について」整理番号8603番から8605番までの3件を報告いたします。</p> <p>8603番は土地所有者・耕作者の間で賃貸借契約を行ったもののうち、小作料を減額するものです。</p> <p>8604番8605番は農地利用集積団滑化団体を介して賃貸している案件となります。いずれも小作料を減額するものです。以上です。</p>

議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。
議 長	本日の農地部会を終了いたします。(午後4時55分)